

## A238-9 地域連携認知症集中治療加算

### ◆地域連携認知症集中治療加算

認知症患者の集中的な治療を評価する加算



# A238-9 地域連携認知症集中治療加算

退院時1回

地域連携認知症集中治療加算

1,500点



## 退院時1回

「地域連携認知症集中治療加算」は、  
認知症に関する短期的かつ集中的な治療のため  
当該保険医療機関が、当該患者に係る  
診療情報を提供し⇒ 転院し、  
再び、当該保険医療機関に入院した際の  
退院時に認知症集中治療を行った施設で算定する。



# 算定要件

(地域連携認知症集中治療加算)

認知症患者が転院して、認知症集中治療を行い

認知症集中治療を行った施設を退院する際に算定



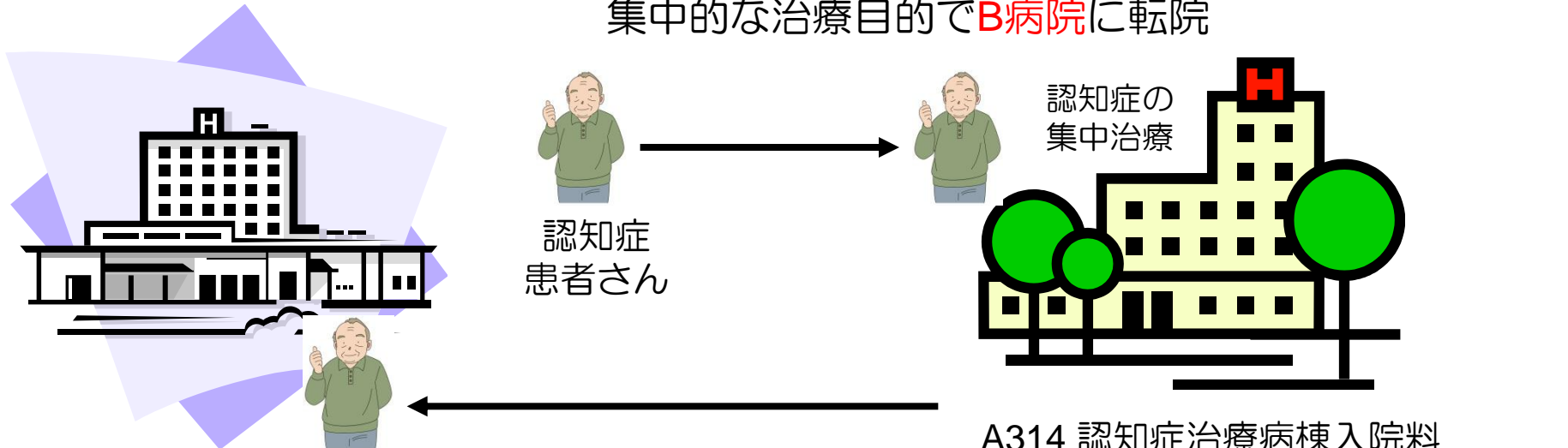
# 算定要件

あなたの病院 **B病院**

※B病院は、  
A314 認知症治療病棟入院料を  
算定する病院

紹介元の **A病院**

① 認知症の  
集中的な治療目的で**B病院**に転院



② 60日以内に再び  
当該保険医療機関**A病院**に再入院した際に、

**B病院にて 退院時に限り算定できる**

